

厚岸町規則第9号

厚岸町会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月10日

厚岸町長

三浦克宏

厚岸町会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則

厚岸町会計年度任用職員に関する規則（令和2年厚岸町規則第6号）の一部を次のように改正する。

第35条の表中

	13 夏季休暇	会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員に限るものとし、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のパトタイム会計年度任用職員を除く。）が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の6月から11月までの期間内における連続する3日の範囲内の期間、ただし、業務の都合により連続する期間によることが困難な場合には、1日ごとに分割することができるものとする。	1日
無給	14 妊娠障害の休暇	母子健康手帳の交付を受けた妊娠中の会計年度任用職員が、妊娠に伴うつわり等の障害により勤務することが困難と認められる場合	14日以内	1日、1時間又は1分
	15 育児の休暇	生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回各45分の期間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親が当該会計年度任用職員がこの休暇を使用しようとする日におけるこの休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回各45分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）	1分
	16 子の看護等休暇	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと、その子に疾病の予防を図るために行う予防接種若しくは健康診査を受けさせること、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして町長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち町長が定めるものへの参加をすること。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間	1日、1時間又は15分
	17 生理休暇	女性の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	1回につき3日以内において必要とする期間	1日、1時間又は1分
	18 ドナー休暇	会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間	1日、1時間又は1分
	19 短期介護休暇	勤務時間条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供者を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行う場合で、その要介護者の氏名、会計年度任用職員との続柄及び会計年度任用職員との同居又は別居の別その他の要介護者に関する事項並びに要介護者の状態を明らかにする要介護者の状態等申出書の提出により、その勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間	1日、1時間又は15分

を

13	夏季休暇	会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員に限るものとし、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のパートタイム会計年度任用職員を除く。）が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の6月から11月までの期間内における連続する3日間の範囲内の期間。ただし、業務の都合により連続する期間にすることが困難な場合には、1日ごとに分割することができるものとする。	1日	
14	育児の休暇	生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回各45分の期間（男性の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親が当該会計年度任用職員がこの休暇を使用しようとする日におけるこの休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回各45分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）	1分	
15	子の看護等休暇	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む、以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をすること、その子に疾病の予防を図るために行う予防接種若しくは健康診断を受けさせること、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして町長が定める事由に伴うその子の世話をすること又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち町長が定めるものへの参加をすること。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間	1日、1時間又は15分	
16	ドナー休暇	会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の中出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該中出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間	1日、1時間又は1分	
17	短期介護休暇	勤務時間条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行う場合で、その要介護者の氏名、会計年度任用職員との続柄及び会計年度任用職員との同居又は別居の別その他の要介護者に関する事項並びに要介護者の状態を明らかにする要介護者の状態等申出書の提出により、その勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間	1日、1時間又は1分	
無給	18	妊娠障害の休暇	母子健康下帳の交付を受けた妊娠中の会計年度任用職員が、妊娠に伴うつわり等の障害により勤務することが困難と認められる場合	14日以内	1日、1時間又は1分
	19	生理休暇	女性の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	1回につき3日以内において必要とする期間	1日、1時間又は1分

に

改め、同表備考中「14の項、16の項、17の項及び19の項」を「15の項から19の項まで」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。